

保国発0406第3号

平成24年4月6日

都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

平成24年度における国民健康保険診療施設の整備に係る助成について

平成24年度における国民健康保険診療施設の整備に係る助成については、昭和53年9月29日厚生省発保第73号通知の別紙「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)及び平成22年3月30日保発0330第12号通知の別添「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)取扱要領」(以下「取扱要領」という。)に基づき行うものとし、交付要綱及び取扱要領によるほか、別記により取り扱うので、貴管下保険者に対し、周知徹底されたい。

また、取扱要領の「第1 交付の基本的要件」及び「第2 交付の具体的要件」の適用についても留意されたい旨、併せて周知徹底されたい。

別記

平成24年度における国民健康保険診療施設の整備に係る助成について

平成24年度における建物及び医療機械等の整備に係る国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)の交付にあたっては、交付要綱及び取扱要領によるほか、次により取り扱うものであること。

- (1) 交付の対象となる事業は、一部事務組合及び広域連合が行う国民健康保険診療施設の建物並びに医療機械等の設置又は整備を含むものであること。
- (2) 建築基準単価等については、別紙1により行うこと。
なお、病院のその他の医療機械器具の基準額は7,875千円であること。
- (3) その他の医療機械器具の整備の場合で、平成21年度から3ヶ年連続して助成を受けている施設については、原則として交付の対象としないものであること。
- (4) 歯科診療所の新設及び増改築についても交付の対象とし、基準面積については、甲型又は乙型の診療所の面積を適用するものであること。
- (5) 歯科医師住宅についても交付の対象とするものであること。
- (6) 病院及び診療所の建物の整備と併せて、院内保育施設等を整備する場合は、病院及び診療所の建物の整備として助成申請を行うこと。
- (7) 病院及び診療所の建物の整備の対象となる面積は、次の算式により算出されたものであること。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{交 付 対 象} \\ \text{面 積} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{交 付 要 綱 の} \\ \text{別 表 の} \\ \text{基 準 面 積} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{既存又は残存部分の面積} \\ \left(\begin{array}{c} \text{既交付対象面積のうち} \\ \text{耐用年数未経過分面積} \end{array} \right) \end{array}}$$

ただし、病院の建物整備において各々の棟の整備を行う場合、「交付要綱の別表」の基準面積については種目及び規格ごとの基準面積によるものとし、特別の事情があるものを除き、1施設当たり次に掲げる面積を限度とする。

区 分	1施設当たりの限度面積
診療棟+病棟+給食棟	988.4㎡

※ あくまでも診療棟、病棟及び給食棟を併せた助成限度面積が988.4㎡であることから、各々に定められている助成限度面積(診療棟648.3㎡、病棟278.9㎡、別紙2の附表2給食棟に定める面積)を超えて申請することのないよう十分留意すること。

別紙1

別表

区分	1 種目及び規格		2 基準面積及び基準額					
	種目	規格	基準面積 (単位 m ²)		建築基準単価 (1 m ² 当たり 単位:円)			
建物	診療所	甲型	62.0		木造	A地域	132,300	
		乙型	176.9			B地域	126,000	
		丙型	469.4 一般病床数が6床をこえるときは、そのこえる分について1床増すごとに12.6m ² を加算した面積であること。			C地域	119,700	
	病院	丁型	診療棟	648.3		D地域	113,400	
			病棟	278.9 一般病床数が20床をこえるときは、そのこえる分について1床増すごとに12.6m ² を加算した面積であること。		A地域	115,300	
		給食棟	附表2に定める面積		B地域	109,800		
	医師住宅	診療所	乙型	1戸	1戸につき82.0		C地域	104,300
			丙型	2戸			D地域	98,800
		病院	一般病床20~35床	3戸			A地域	132,300
			一般病床36~50床	4戸			B地域	126,000
			一般病床51床以上	5戸			C地域	119,700
	看護師宿舎		病棟の病床数が20床のときは82.0m ² とし、20床をこえる分について4床増すごとに16.4m ² を加算した面積であること。		鉄筋コンクリート造	D地域	113,400	
	院内託児施設等	診療所	収容定員×5m ² (ただし、診療所については10人、病院については20人を限度とする。)			A地域	132,300	
		病院			B地域	126,000		

区分	種 目 及 び 規 格		基 準 額 (単位:円) (購入費の額が下記の基準額を下回るときは、その購入費の額とする)		
	種 目	規 格			
医 療 機 械 器 具	レントゲン装置	X線テレビ用	診 断 用 12,600,000		
		一般用	" 3,150,000		
	その他の医療機械器具	厚生労働大臣が必要と認めた医療機械器具	診療所	3,150,000円(新築、改築又は再開にともない取得する場合は、9,450,000円)以内の額で、厚生労働大臣が必要と認めた額	
			病院	厚生労働大臣が必要と認めた額	
患者輸送車	ライトバン型(おおむね 2,000 CC)	979,000			
	マイクロバス又はジープ型	1,223,000			
巡回診療車	おおむね A級バス型 (全長 8.2 m 全幅 2.5 m 全高 3.0 m 125馬力程度)	車 体	2,345,000		
	おおむね B級バス型 (全長 5.2 m 全幅 2.0 m 全高 2.2 m 60馬力程度)	車 体	1,223,000		
巡回診療船	おおむね A級汽船 (全長 12.0 m 全幅 3.0 m 深さ 1.5 m 総トン数 7トン程度)	船 体 (動力を含む)	5,775,000		
	おおむね B級汽船 (全長 8.0 m 全幅 2.5 m 深さ 1.2 m 総トン数 6.5トン程度)	船 体 (動力を含む)	1,365,000		

注) 1 「甲型」、「乙型」、「丙型」及び「丁型」とは、昭和35年4月14日厚生省発保第67号通知の「国民健康保険施設設置規格」に定める規格であること。
2 「A地域」、「B地域」、「C地域」及び「D地域」の区分は、附表1の区分表によること。

附表 1

地域区分

区分	地域
A 地域	青森、岩手、福島、東京、富山、山梨、長野、沖縄
B 地域	北海道、宮城、秋田、山形、茨城、神奈川、新潟、石川、岐阜、静岡、三重、京都、大阪、奈良、鳥取、広島、熊本、鹿児島
C 地域	栃木、群馬、埼玉、千葉、福井、愛知、滋賀、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、香川、高知、佐賀、長崎、宮崎
D 地域	徳島、愛媛、福岡、大分

附表 2

給食棟面積換算表

一般病床数 (床)	給食棟面積 (m ²)	一般病床数 (床)	給食棟面積 (m ²)
20	61.2	61~70	154.7
21~30	84.3	71~80	171.2
31~40	102.5	81~90	185.1
41~50	119.0	91以上	201.7
51~60	137.2		